

## ○厚生労働省告示第百八十九号

高齢者の医療の確保に関する法律（昭和五十七年法律第八十号）附則第十三条の五の四第四項及び第十四条の五第四項並びに高齢者の医療の確保に関する法律による保険者の前期高齢者交付金等の額の算定等に関する省令（平成十九年厚生労働省令第百四十号）第十九条の二の規定に基づき、平成二十一年度における同法による保険者の前期高齢者交付金等の額の算定について厚生労働大臣が定める率及び額を次のように定めたので、健康保険法施行規則等の一部を改正する省令（平成二十五年厚生労働省令第七十五号）附則第四条及び第五条の規定により公示する。

厚生労働大臣 田村 憲久

平成二十五年五月三十一日

分	率又は額
高齢者の医療の確保に関する法律による保険者の前期高齢者交付金等の額の算定等に関する省令第十九条の二に規定する加入者一人当たり負担調整対象見込額 高齢者の医療の確保に関する法律（以下「法」という。）附則第十三条の四第四項に規定する納付金額（以下「算出し率」） 法附則第十四条の五第四項に規定する支援金額（以下「算出し率」）	七十九円 〇・〇〇〇六九七九九 〇・〇〇六八七三三九